

会場型講習会開催ガイドライン（新型コロナウイルス感染対策）

2020年8月

東京鍼灸マッサージ協同組合

1. 本ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に示されている対策を見据え、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月29日）を参考に、本組合の講習会開催において、新型コロナウイルス感染症の感染防止のための取り組みを進めるために作成したものである。

2. 感染防止のための基本的な考え方

基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、そのための留意点は次のとおりである。

- (1) 人との接触の回避、対人距離の確保
- (2) 感染防止のための受講者の適切な誘導（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状（咳、鼻汁、倦怠感など）及び体調不良を認める者の入室制限を含む。）
- (3) 建物入口及び会場内の手指の消毒設備の設置
- (4) 講師・スタッフ・受講者の検温
- (5) マスクの着用（スタッフ、講師及び受講者に対する周知）
- (6) 会場の換気（可能であれば2方向の窓を同時に開ける。）
- (7) 会場内の消毒（演台、机、イス、マイク、P C、ドアノブ等）
- (8) 手洗い、咳エチケットの徹底

3. 開催者が講じるべき具体的な対策

（1）開催前～

- ①密にならないように、座学は前後または横の席と最低1m以上空けて着席（ソーシャルディスタンス）出来るよう、使用しないテーブル（席）に使用禁止の張り紙を貼ること。
- ②入口から受付までにフロアマーカー（テープ等）を貼り、距離の確保をおこなう。
- ③設営時に会場内消毒（演台、机、イス、マイク、P C、ドアノブなど）を実施すること。
→消毒液の種類については、アルコール（手指用アルコールを除く）または次亜塩素酸ナトリウム等を使用すること。

(2) 受講者受付時～

- ①入室時に講師・スタッフ・受講者の「手指消毒」を実施すること。
- ②入室時に講師・スタッフ・受講者の「検温ならびに体調等の確認」を実施すること。
 - 37.5 度以上の人には参加させないこと。
 - 37.5 度以上なくとも、咳、くしゃみ、咽頭痛、全身痛など感冒様症状あるいは息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさのある人は退室いただく。
 - 測定した体温は受付簿に記録する。
- ③以下に該当する場合、参加をお断りする。
 - 同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染症の疑いがある。
 - 2週間以内に新型コロナウイルス感染症の疑いがある人と濃厚接触があった。
 - 1か月以内に海外渡航歴のある方。

(3) 講習中

- ①講師・スタッフ・受講者ともにマスクを着用していただくこと。
 - 講師は自身の講義の時はマスクを外してもよいが、受講者までの距離は 2m 以上保つこと。
 - マイク・PC(マウス)については、講師が変わったら消毒する。
- ②実習時はできる限り距離をとること。講師からの説明は必要最小限にし、説明事項は紙などで配布すること。
 - 密集しないような実習とすること。
- ③受講者同士の会話は極力避けていただくこと。
 - 特に休憩時間など、注意すること。
- ④飲食は極力避けていただくこと。
 - 昼食を挟まなければいけない場合は向かい合っての食事を避け、同じ方向を向いて食事をすること。
 - 食事中に他の人の会話をなるべく避けること。
- ⑤会場は講習開催中も十分な換気を実施すること。
 - 外気による換気、講習中でもできる限り窓を開けること。休憩時は出入口も開放しておくこと。
- ⑥休憩時は手洗いまたは手指消毒をおこなうこと。

(4) 終了後

- ①会場内の換気を実施すること。
 - できる限り窓を開けて、外気による換気をおこなう。
- ②会場で使用した机や備品等は消毒して片付けること。

以上